

天草市トップアスリート育成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日より

1. 目的

オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会への出場を目指す本市出身選手で、各関係団体から推薦され将来性を有する競技者の中から、天草市強化指定選手（以下「指定選手」という。）を選考し競技力向上に向けた支援を行う。併せて市内で 18 歳以下のスポーツ選手を対象に活動する指導者（以下「指導者」という。）養成の支援を行う。

2. 事業主体

一般社団法人天草市体育協会

3. 事業内容

- (1) 指定選手の選考及び支援に関する事。
- (2) 市内で活動する指導者の日本体育協会公認スポーツ指導者資格（コーチ以上）の取得支援に関する事。

4. 対象となる選手及び指導者の資格

- (1) 本事業の対象となる選手及び指導者は、次のいずれかの推薦を必要とする。
 - ①（一社）天草市体育協会の加盟競技団体からの推薦
 - ②（一社）天草市体育協会の加盟競技団体以外の選手は所属する団体等からの推薦
 - ③特に競技成績等が優れている者（国際大会出場・全国大会レベルの成績上位選手）については、本要領の対象となる競技種目を問わず、（一社）天草市体育協会からの推薦
- (2) 本事業の対象となる選手は、市内の小学校・中学校・高等学校に通学又は、市内の小学校・中学校を卒業した 18 歳以下の者
- (3) 本事業の対象となる指導者は、市内で活動する 18 歳以下の選手を指導する指導者であること。

5. 対象となる競技種目

- (1) オリンピック・パラリンピック正式競技種目
- (2) （一社）天草市体育協会に加盟する競技団体 24 競技種目のうち国際大会がある競技種目

6. 指定を受ける選手の推薦基準

指定を受ける選手の推薦基準は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者とする

- (1) トップアスリート若しくはそれを目指す者として、礼儀と規律を守り行動し、日本を代表する選手となり得る者
- (2) 熊本県の 2020 東京オリンピック育成指定選手に指定された者
- (3) 熊本県の 2020 東京パラリンピック育成指定選手に指定された者

7. 指定選手及び指導者の選考と決定

- (1) 指定選手及び指導者の選考については、（一社）天草市体育協会において選考する。
- (2) 指定期間は当該年度の 3 月 31 日までとし、次年度以降の選考については、当該年度の成績等から判断する。

8. 支援の内容

- (1) 指定選手については、合宿費・遠征費等（上限 10 万円/年間）を助成する。
〔補助率：市 50%・体協 50%〕
- (2) 指導者については、公益財団法人日本体育協会が認定する公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格のうち、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師の取得に係る受講料（上限 10 万円）（注 1）を助成する。〔補助率：市 50%・体協 50%〕
（注 1）受講料とは、（公財）日本体育協会公認スポーツ指導者資格概要で示す受講料で登録料、旅費及び宿泊費等は含まない。